

日本記録樹立に伴う日本記録報奨金の支給

日本陸上競技連盟（以下「本連盟」という）は、日本記録を樹立した競技者に、2023年4月1日より、下記の通り日本記録報奨金を支給する。

記

1. 日本記録報奨金額：100万円

※ リレーの場合は、出場した競技者に50万円を支給する。

2. 条件

(1) 日本記録報奨金の対象種目は、次の通りとする。

対象種目の変更は、専務理事の承認をもって決定する。

<男子>

100m、200m、400m、800m、1500m、5000m、10000m、
110mハードル、400mハードル、3000m障害物、
4×100mリレー、4×400mリレー、
走高跳、棒高跳、走幅跳、三段跳、砲丸投、円盤投、ハンマー投、やり投、
十種競技、
マラソン、20km競歩、35km競歩

<女子>

100m、200m、400m、800m、1500m、5000m、10000m、
100mハードル、400mハードル、3000m障害物、
4×100mリレー、4×400mリレー、
走高跳、棒高跳、走幅跳、三段跳、砲丸投、円盤投、ハンマー投、やり投、
七種競技、
マラソン、20km競歩、35km競歩

<男女混合>

4×400mリレー

(2) U20日本記録、U18日本記録、室内日本記録、U20室内日本記録及びU18日本室内日本記録は対象外とする。

(3) 対象競技者は、日本記録樹立時に日本国籍を有する本連盟登録者*1とする。

(4) 対象競技会は、公認競技会*2 またはWRk対象競技会*3（海外の競技会含む）とする。

(5) 同年度内に複数樹立した場合、都度、支給する。

(6) 同一競技者が別種目で樹立した際にも、日本記録報奨金を支給する。

(7) 同一競技者が同一競技会の同一種目で複数回日本記録を樹立した場合、日本記録報奨金は1回のみ支給する。

(8) 競技会の同ラウンド開始時の日本記録を基準とする。

3. 支給方法

支給方法は、銀行振込みとする。

必要書類は、本連盟事務局から本人あてに送付する。

日本記録報奨金は、ドーピングコントロールテストの陰性確認等、競技結果に異議が生じない状況を確認後に支給する。

4. 返還請求

後日、何らかの疑義が発生し、競技結果が覆された場合には、本連盟は日本記録報奨金の返還を求め、対象者は直ちにそれに応じなければならない。

*1：登録申請中の選手も含む

*2：ルールブック2023「〔国内〕CR37. 日本記録と公認記録 37.4」で定める競技会
<https://www.jaaf.or.jp/pdf/about/rule/2023/CR3.pdf>

*3：WRk対象競技会：国際大会の参加標準記録やワールドランキングの対象となる競技会

以上